

# 仙台駅周辺帰宅困難者対応指針



## \* \* 目次 \* \*

1	用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
2	「対応指針」の位置付け・・・・・・・・	P 2
3	災害の発生から収束まで・・・・・・・・	P 3
4	取組概要と役割分担・・・・・・・・	P 4
5	緊急退避場所の確保・・・・・・・・	P 5
6	一時滞在場所の確保・・・・・・・・	P 6
7	現地対策本部の設置・・・・・・・・	P 7
8	情報連絡体制の構築・・・・・・・・	P 8
9	その他の取組と今後の検討課題・・	P 9
参考	帰宅困難者対策の前提となる自助の取組・・	P10~11

仙台駅周辺帰宅困難者対策連絡協議会  
令和6年7月

# 用語の定義

本対応指針において使用する主な用語の定義については次のとおりです。

用語	定義
帰宅困難者	大地震等の大規模災害の発生により通常交通手段が途絶した際、自宅が遠距離にあるなどの理由で帰宅を断念した人。本対応指針においては、けが人や要援護者は含まない。
緊急退避場所	大地震等の発生直後に、落下物などから身の安全を守るため、施設や一時滞在所の安全が確認されるまでの間、緊急に避難する場所。仙台駅西口・東口駅前広場。
(いちじ) 一時滞在所	駅周辺等の帰宅困難者を一時的に滞在させる場所。帰宅に必要な交通機関運行情報などを提供する。開設期間は原則として3日間。
備蓄スペース	一時滞在所の運営に必要な資機材や帰宅困難者へ配付する飲料水・食料などを平時から備蓄するスペース。
現地対策本部	仙台駅周辺の帰宅困難者対策を行うための現地拠点。帰宅困難者が必要とする交通機関運行情報などの情報収集や市災害対策本部との連絡などを行う。JR仙台駅構内に設置予定。
駅周辺事業者	仙台駅周辺で事務所・店舗等を開設している事業者。
情報連絡員	現地対策本部や他の事業者等との情報連絡、帰宅困難者への情報伝達役として、あらかじめ仙台駅周辺帰宅困難者対策連絡協議会の参加事業者が定めた人。
指定避難所	住家やライフラインの被害により生活の場を失った地域住民等が災害直後から避難できる施設。市立小中高等学校を充てている。※

※帰宅困難者を指定避難所へ案内・誘導しないでください。帰宅困難者が必要とする情報提供が困難となります。

## ▼仙台駅周辺の位置図



# 「対応指針」の位置付け

## ポイント

本対応指針は、市内で震度6弱以上を観測する大地震等の大規模災害が発生した場合の仙台駅周辺の混乱抑制を目的とし、東日本大震災の経験を踏まえた平時から発災後数時間までの仙台駅周辺における共助の取組について示しています。

駅周辺事業者は、防災活動やマニュアル作成の際に本対応指針を反映させ、共助による仙台駅周辺帰宅困難者対策の取組みを進めていきます。

## 東日本大震災時の課題と対策

東日本大震災直後、仙台駅周辺では交通機関の停止によって大量の帰宅困難者が発生し、その多くが指定避難所である近隣の小中学校に避難しました。

このため、地域の指定避難所は、帰宅困難者で過密状態となり、地域住民が避難できなかつたり、町内会・教職員が対応に追われたりといった状況が発生しました。

### 東日本大震災の経験を踏まえた対策

- ① 仙台駅周辺にいる人たちが、発災直後に安全を確保するための場所を決めておく。
- ② 交通機関の停止により帰宅が困難となった人のための一時滞在場所を確保する。
- ③ 仙台駅周辺の関係者が連携して対策が取れるように「顔の見える関係」を作り、共通の対応指針に基づいて行動する。

互いに助け合う  
「共助」



行政機関による  
「公助」

## 帰宅困難者対策の基本的な考え方

大地震等の大規模災害の発生により交通機関が停止した場合、駅周辺事業者は、以下の対応をとることが前提となります。

事業所・学校等

従業員

学生等

駅・大規模商業施設  
集客施設等・商店街等

従業員

利用客

自ら守る  
「自助」

災害時には、従業員や学生、利用客の安全確保を行った上で一斉帰宅を抑制し、施設内に留めます。

帰宅困難者対策は、一人ひとりが自らを守る自助の取組みを前提とし、関係する皆さんの力で互いに助け合う共助の取組みへとつなげていくことが大切です。



# 災害の発生から収束まで

ポイント

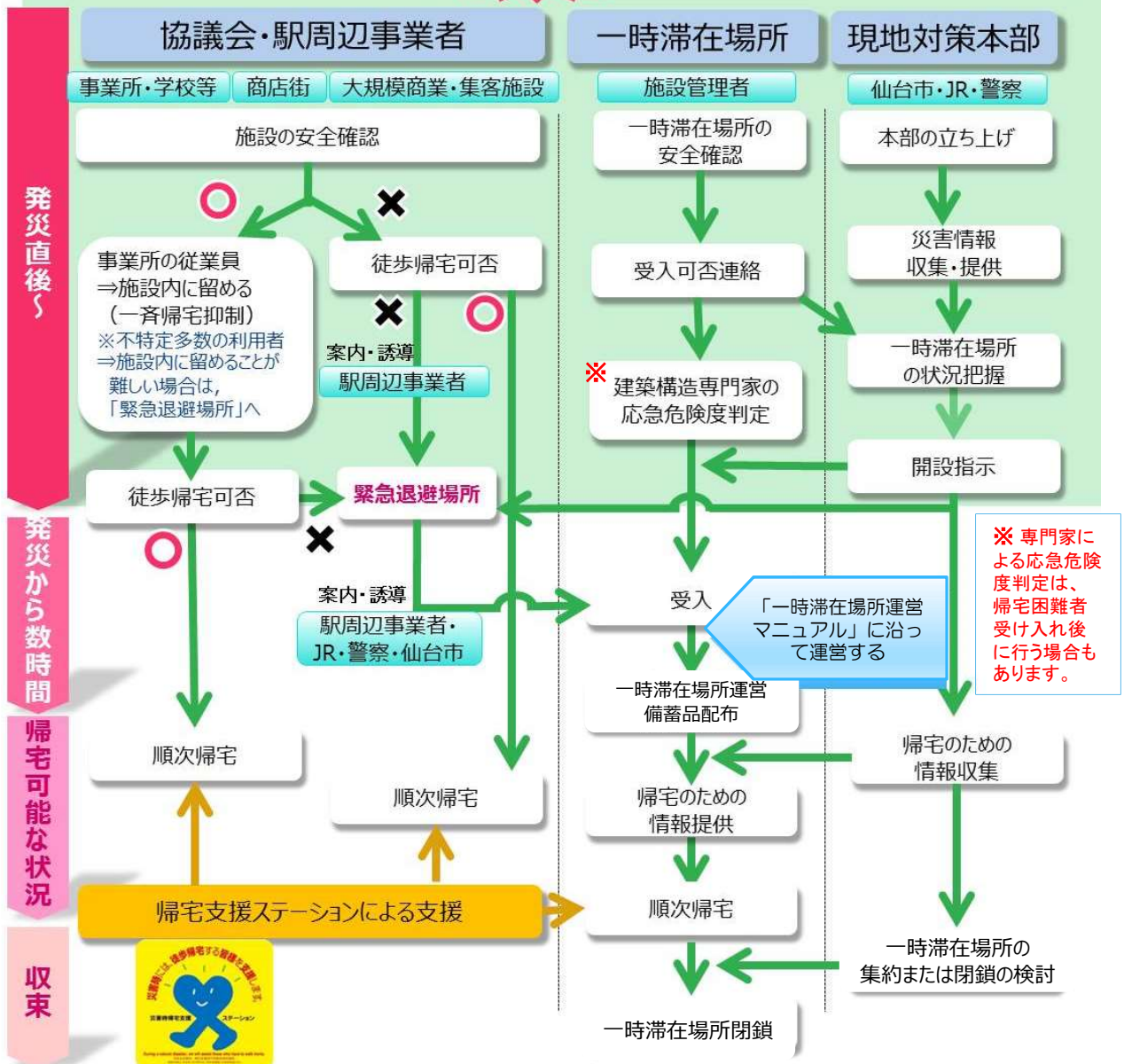
発災直後には、公助による速やかな支援が難しいことなどから、駅周辺事業者の自助・共助により、混乱を防止することが重要になります。

また、発災直後の混乱防止、共助による支援の円滑な実施のためにも、平時からの備えと、様々な関係者間で日ごろから「顔の見える関係作り」に取り組むことが重要です。

## 対応指針の範囲

平時	自助	共助	公助
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設内待機のための備蓄</li> <li>●防災マニュアル整備</li> <li>●啓発活動の実施</li> <li>●訓練実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●対応指針の周知啓発</li> <li>●顔の見える関係構築</li> <li>●訓練実施</li> <li>●連絡網整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「緊急退避場所」「一時滞在場所」の確保</li> <li>●備蓄スペース、物資の確保</li> <li>●現地対策本部の整備</li> <li>●訓練実施 ●連絡網整備</li> </ul>

## 発災



# 取組概要と役割分担

## ポイント

災害発生直後から仙台駅周辺の関係者が、円滑に連携を取りながら帰宅困難者対策活動を行うためには、平時から様々な取組を行っていく必要があります。取組については、行政、駅周辺事業者が協力して行っていくことが重要です。

### 平時における取組

	取組内容	駅周辺事業者	施設管理者※	仙台市	交通事業者	概要記載ページ
1	発災直後に緊急に避難する「緊急退避場所」の確保			○		5
2	帰宅困難者のための「一時滞在場所」及び備蓄スペースの確保		○	○		6
3	現地対策本部の整備			○		7
4	現地対策本部の情報連絡体制及び連絡手段の整備	○	○	○	○	7, 8
5	関係者間での顔の見える関係作り（周辺事業者に対する周知内容を含む）	○	○	○	○	9
6	帰宅困難者に係る防災訓練の実施	○	○	○	○	9

### 発災直後の活動

	活動内容	駅周辺事業者	施設管理者※	仙台市	交通事業者	概要記載ページ
1	現地対策本部の立ち上げ、情報連絡体制の構築	○	○	○	○	7, 8
2	仙台駅周辺の来訪者に対する情報の提供（災害情報、交通機関運行情報等の提供）	○		○	○	5, 7, 8
3	仙台駅周辺の来訪者等に対する避難誘導、並びに「緊急退避場所」への案内	○			○	3, 5
4	仙台駅周辺の「一時滞在場所」への案内	○		○	○	3, 6

※注 仙台市が協定を結んだ「一時滞在場所」の管理者

# 「緊急退避場所」の確保

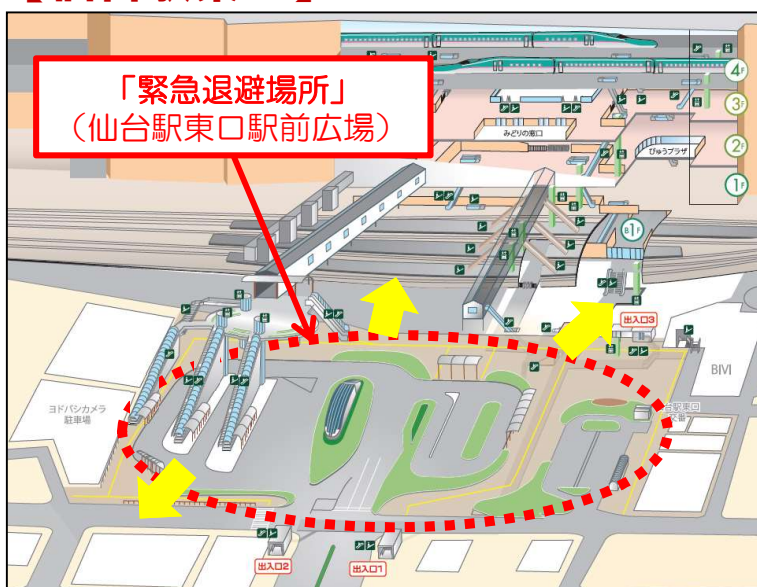
ポイント

「緊急退避場所」とは、災害時の危険回避のため緊急に避難する場所です。仙台駅周辺においては、仙台駅東口、西口の駅前の広場を仙台駅周辺の「緊急退避場所」とします。  
※ただし、現地対策本部の設置前はJR仙台駅が、現地対策本部の設置後は現地対策本部が、バスやタクシー等の事業者と車両の運行状況等の協議を行い、安全確認のうえ十分に注意を払って使用するものとします。

## 【仙台駅西口】



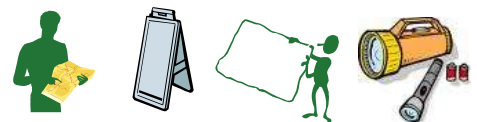
## 【仙台駅東口】



「緊急退避場所」への案内・誘導は、駅周辺事業者が行います。

- ・来訪者がどこに避難したらいいのかわかり、案内のためのツールを用意しておきましょう。

【案内ツールの例】



案内地図 掲示板 貼り紙 懐中電灯

- ・災害情報を提供するための手段として、乾電池式のラジオ等を活用しましょう。





# 「一時滞在場所」の確保

## ポイント

「一時滞在場所」とは、災害時に帰宅困難者を一時的に受け入れることについて、仙台市と協定を締結した施設です。

仙台駅周辺においては、地域の方々が避難する指定避難所と明確に区別するため、JR仙台駅の外、仙台駅東西地下自由通路、エスパル、ホテルメトロポリタン仙台、地下鉄仙台駅、シルバーセンター等が確保されています。

仙台市では、今後も仙台駅周辺で想定される約11,000人の帰宅困難者に対応できるよう、公共施設や民間施設の協力を得ながら、「一時滞在場所」の確保を進めていきます。

仙台駅周辺帰宅困難者「一時滞在場所」（令和6年1月現在）



# 現地対策本部の設置

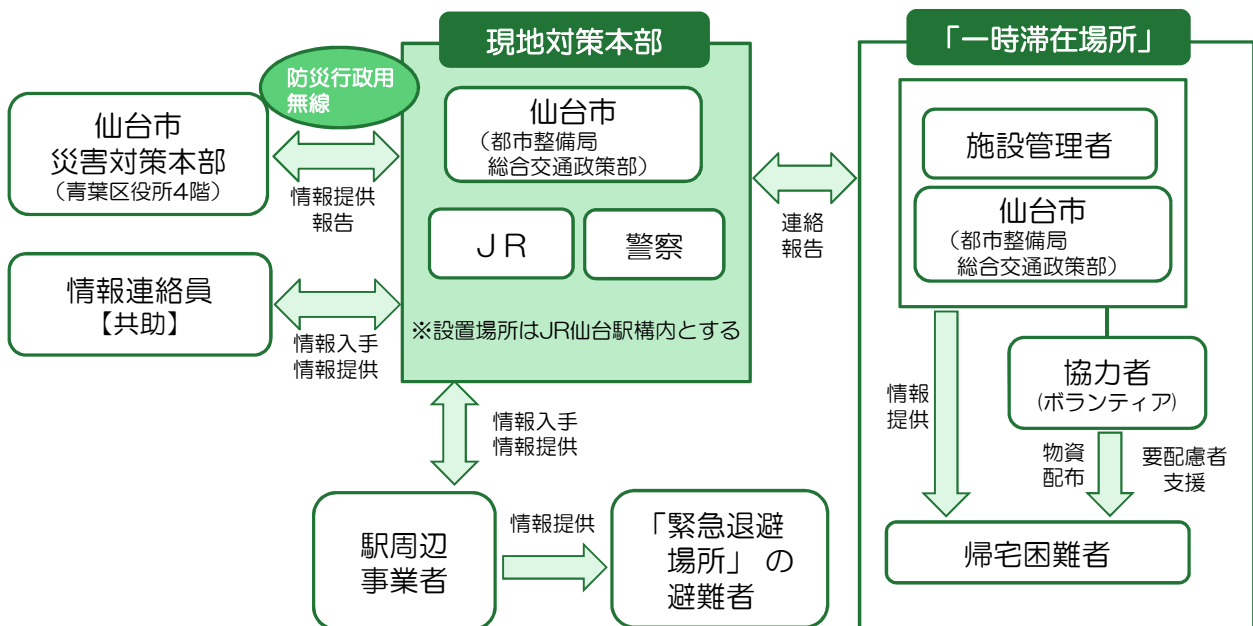
ポイント

災害発生時には、仙台市や警察等と連携しながら、様々な状況に応じた帰宅困難者対策を行うため、仙台駅の構内に現地対策本部を設置します。

仙台市災害対策本部との間は防災行政用無線による連絡を可能とし、各種の災害情報、帰宅困難者の発生状況等の共有を図ります。

また、駅周辺の事業者との情報共有や、帰宅困難者に対する情報提供等の担い手として、事業者等からは事前に定めた情報連絡員を派遣するものとします。

## 想定する体制と役割分担



体制	平時の活動	災害時の活動
仙台市	<ul style="list-style-type: none"> <li>仙台市災害対策本部等との連絡手段の確保</li> <li>現地対策本部開設の事前準備（備品やツール等の準備）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仙台市災害対策本部等からの情報入手</li> <li>仙台市災害対策本部等への報告</li> <li>状況に応じた判断，指示</li> </ul>
情報連絡員	<ul style="list-style-type: none"> <li>メンバー間での連絡網の構築，連絡手段が使えない場合の参集ルールの策定</li> <li>関係事業者，団体との「顔の見える関係」の構築</li> <li>「緊急退避場所」の避難者に対する情報提供，情報収集についての手順の習熟，訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>駅周辺事業者に対する情報提供</li> <li>駅周辺事業者からの情報入手（施設が安全でない場合の「一時滞在場所」への移動希望）</li> <li>「緊急退避場所」の避難者に対する情報提供（災害情報，交通機関運行情報，徒歩帰宅に関する情報）</li> <li>「一時滞在場所」での滞在希望者数の把握，要配慮者の有無の確認</li> <li>物資配布等に関する協力者（ボランティア）への指示</li> </ul>

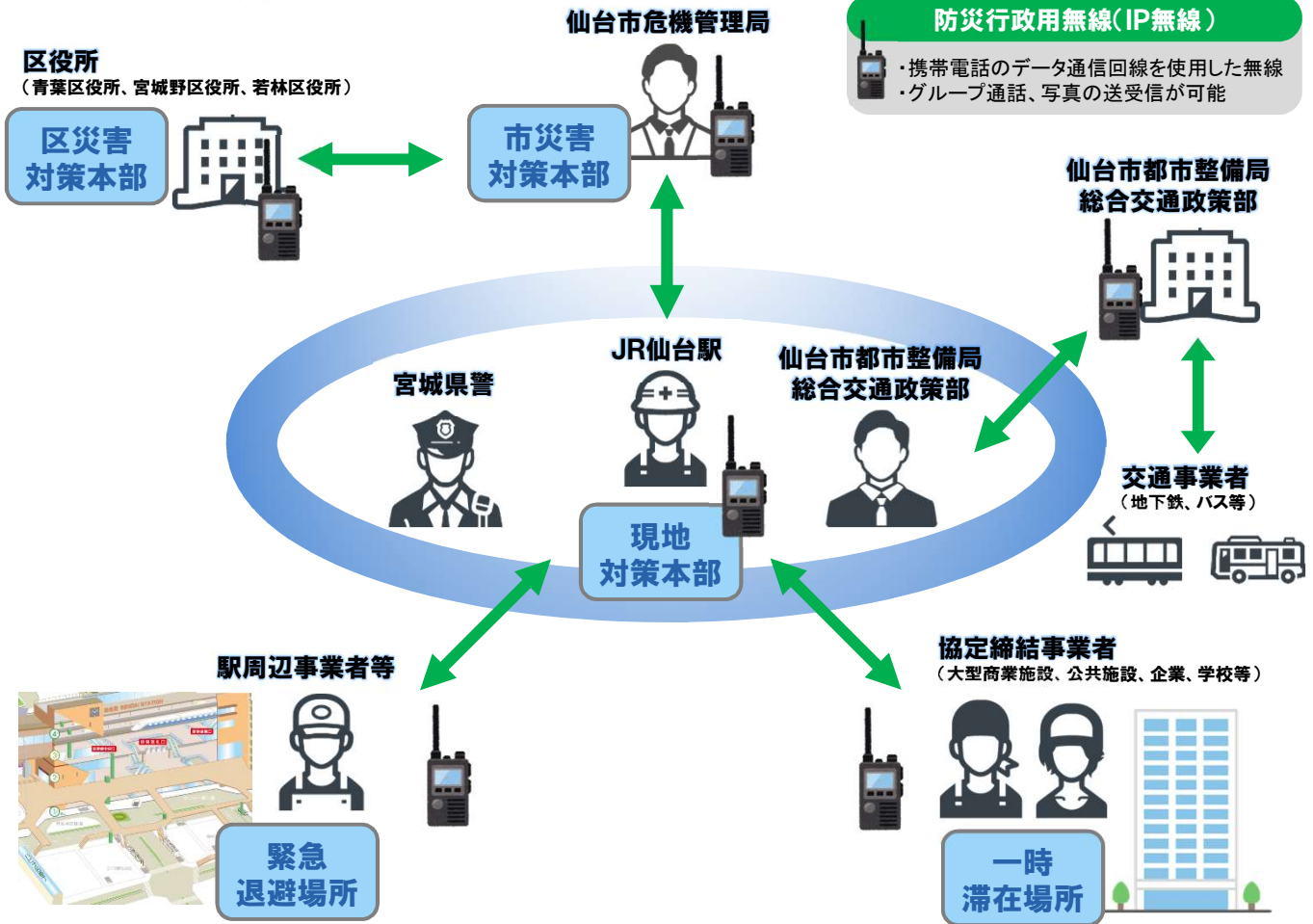


# 情報連絡体制の構築

ポイント

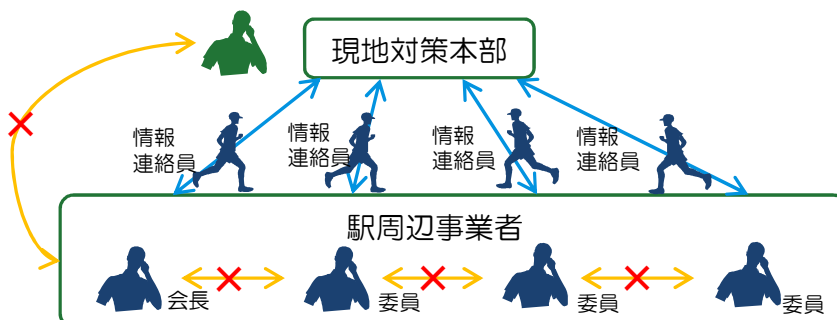
仙台駅周辺帰宅困難者対策連絡協議会の参加団体が中心となり、駅周辺事業者の連絡網の整備等、災害時の情報連絡体制を構築します。

## ■ 情報連絡体制のイメージ



## ■ 災害時の情報連絡手段について

災害時連絡手段は、防災行政用無線または電話で行うものとします。ただし、無線や電話の輻輳等により連絡網が機能しない場合、自主的な判断で現地対策本部から情報を入手し、来訪者等に情報提供を行うものとします。



# その他の取組と今後の検討課題

## その他の取組

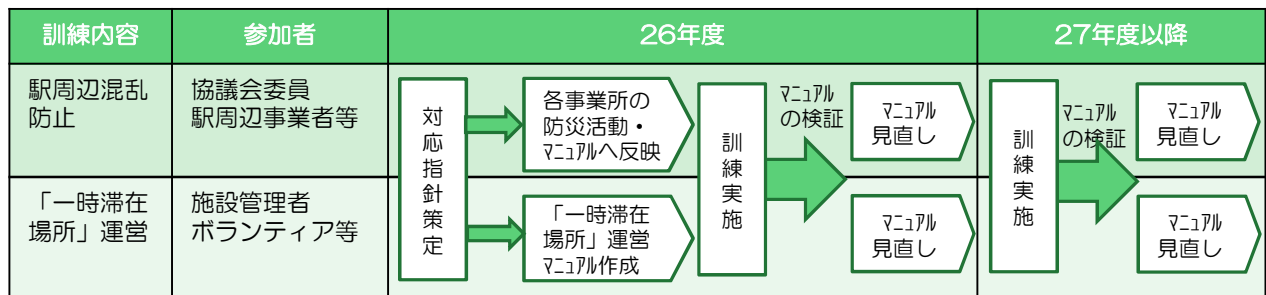
### 1 関係者間での顔の見える関係づくり

災害時に共助の取組を担う当事者間の関係を強化するため、定期的な協議会開催（年4回程度）と訓練の実施を行います。

### 2 帰宅困難者に係る防災訓練の実施

災害発生時に、関係者が実際に行動ができるようにするためには、平時からの訓練の積み重ねが重要です。

各事業所のマニュアルや「一時滞在場所」の運営マニュアルの検証と課題の抽出、参加者の意識・対応能力向上、協働作業実施による顔の見える関係構築等を目的として訓練を行います。



※対応指針についても必要に応じ改訂する。

## 今後の検討課題

### 1 「緊急退避場所」の運営について

「緊急退避場所」の安全確認、避難者への情報提供方法や帰宅困難者の「一時滞在场所」への誘導方法等については、今後も引き続き協議を行っていきます。

### 2 対応指針の地域への周知について

本対応指針については、災害時に駅周辺の関係者が同じ認識で行動できるように広く周知を行う必要があることから、今後も概要版パンフレットの作成や、普及啓発方法等も含めて協議を行っていきます。



### 3 要配慮者への対応について

災害時に自力での避難等が困難な人（高齢者・障害者・妊産婦・乳幼児連れ等）に対する支援方針については、今後の検討課題として協議を行っていきます。

### 4 情報連絡ツールの確保について

災害時における情報連絡員と現地対策本部及び会員間等の情報連絡手段については、今後の課題として検討していきます。

# 参考 帰宅困難者対策の前提となる自助の取組（事業所・学校等）

## ポイント

多くの従業員や学生等を抱える事業所や学校等では、災害発生時の「急を要さない移動は控える」ことを徹底し、駅周辺での混雑・混乱の防止に努めることが重要です。また、帰宅できない従業員、学生等が施設内で待機が可能となるよう、備蓄の確保を行います。

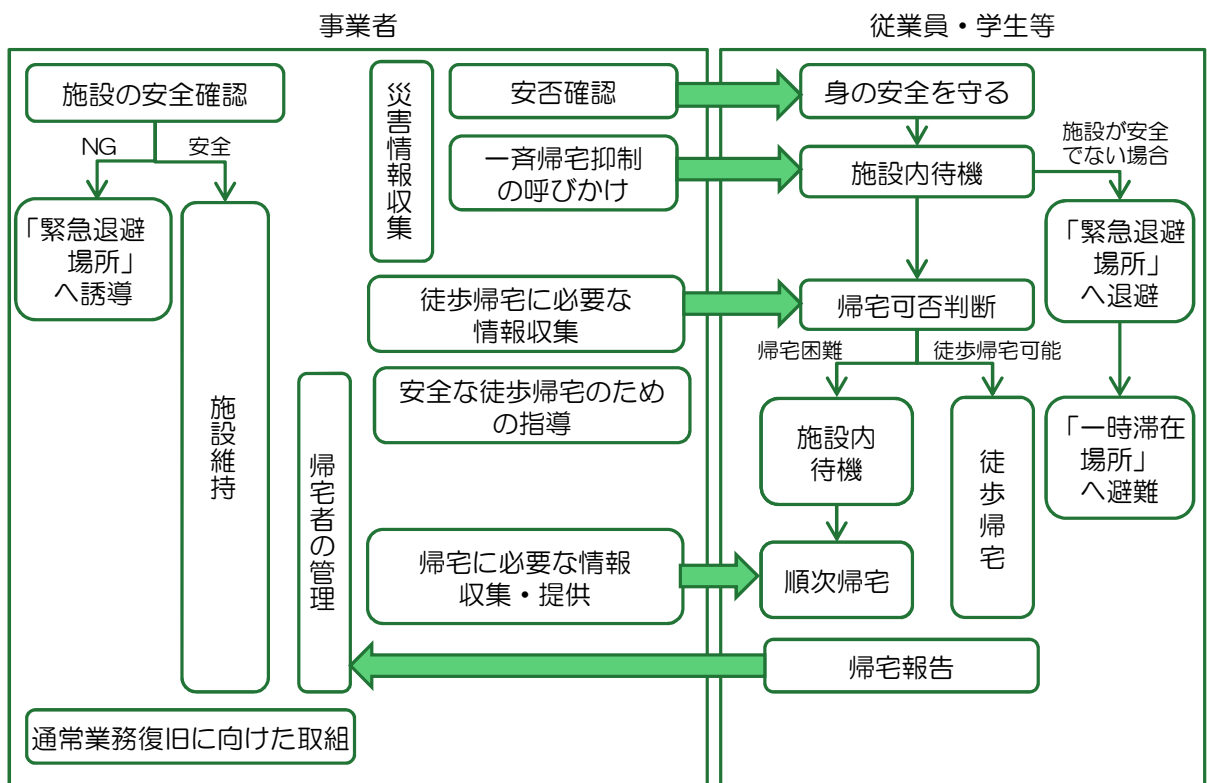
## 平時からの取組

- 従業員や学生等に対する安全確保と災害時の行動についての啓発
  - ・ 災害発生時の従業員・学生等の安否確認の方法について検討し、準備しておきます。
  - ・ 災害発生時の「一斉帰宅行動は控える」ことの徹底について、従業員や学生等への啓発を日常的に行います。
  - ・ 従業員や学生等が安全に帰宅するための情報収集の方法や、帰宅する順序や班編成、再出勤などの帰宅ルールについて検討し、定めておきます。
  - ・ 徒歩帰宅に備え、動きやすい服装や靴を用意しておくことなどについて、従業員や学生等に対する啓発を行います。

- 帰宅が困難な従業員や学生等への対応
  - ・ 帰宅が困難な従業員や学生等を施設内に留めるために必要な食料等の備蓄を行います。（3日分程度）  
例）食料、水、毛布、簡易トイレ等
  - ・ 災害発生時、施設内に留まることが困難な場合の従業員や学生等を誘導する方法について、あらかじめ検討しておきます。

- オフィスビルの場合
  - ・ オフィス家具類の転倒、落下、移動防止措置を行います。
  - ・ テナントビルなどの場合、施設管理者とテナント入居者が連携し、役割分担を決めておきます。

## 災害時の行動





# 参考 帰宅困難者対策の前提となる自助の取組（商業施設等）

## ポイント

駅や大規模商業施設など不特定多数のお客様が利用する施設については、災害発生時、極力利用客を施設内で待機させ、避難が必要な状況となった場合に適切な避難場所へ誘導することが必要です。そのためには、平時から、施設内待機のための滞在スペースの確保や食料等の備蓄、避難場所への誘導方法などの検討を行います。

## 平時からの取組

### ■ 利用客の安全確保

- ・ 災害時、施設の安全点検を行うためチェックリストを用意しておきます。
- ・ 災害時に自力で避難が困難な利用客への支援について検討しておきます。
- ・ 施設の安全が確認されるまでの間、利用客を一時的に避難させる場所を決めておき、そこまでの誘導方法についても従業員に周知しておきます。

### ■ 仙台駅周辺関係者との連携強化

- ・ 利用客を一時的に施設から避難させたり、安全な場所へ誘導する際には、近隣の事業者や商店街の方たちと連携した安全確保対策が重要です。  
このため、平時から駅周辺の他事業者、商店街関係者との間の「顔の見える関係づくり」や、帰宅困難者対策に関する情報交換に取り組む必要があります。

### ■ 帰宅困難になった利用客への支援

- ・ 利用客に対して災害情報等を提供できるよう、情報入手手段と提供方法を予め検討しておきます。停電により平時に利用しているメディアが利用できない場合も想定し、仙台駅に設置される現地対策本部に対して人を派遣して情報収集するといった方法も検討します。
- ・ 帰宅困難となった利用客が、帰宅の目処がつくまで施設内に待機が可能となるよう、滞在スペースの確保、必要になる食料や水等の備蓄、使用トイレ等について検討しておきます。
- ・ 施設内での利用客の待機が困難な場合、仙台駅周辺の「緊急退避場所」まで誘導する方法について検討を行います。
- ・ 検討した結果を災害時対応マニュアル等へ反映し、定期的な訓練等により従業員への周知、習熟を図ります。

## 災害時の行動

